

食品衛生法に基づく登録検査機関として登録されました！

当社は2021年3月25日付で食品衛生法第33条第1項の規定により、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関として認可を受け、対象となる製品について、厚生労働大臣又は都道府県知事が命じる命令検査等を実施することが可能となりました。

1) 食品衛生法に基づく登録検査機関とは？

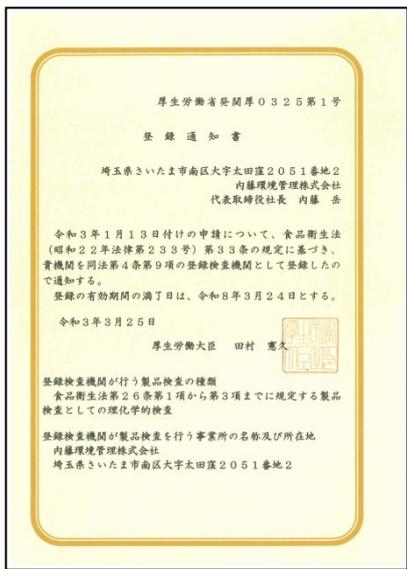


図1. 認定登録証

食品を輸入する際には対象となる製品が食品衛生法に適合し、日本国内で販売が可能であることを確認するため、検疫所より指導を受けることがあります。

特に、食品衛生法違反の可能性が高い製品に対しては、厚生労働大臣名による検査(命令検査)が課せられる場合があります。

上記の検査は、政府の代行機関として、製品検査に対するGLP※1としての品質管理体制を有し、業務規程の認可を受けた製品検査を行う登録検査機関で実施することが食品衛生法で定められています。

※1GLP(Good Laboratory Practice):優良試験所規範と呼ばれ、食品等の安全性を評価する試験等を正確かつ適切に実施できることを保証するための基準

2) 認可範囲

『理化学的検査』

○合成樹脂製の器具又は容器包装

一般規格

カドミウム及び鉛(材質試験)

重金属(溶出試験)

過マンガン酸カリウム消費量(溶出試験)

個別規格

蒸発残留物(溶出試験)

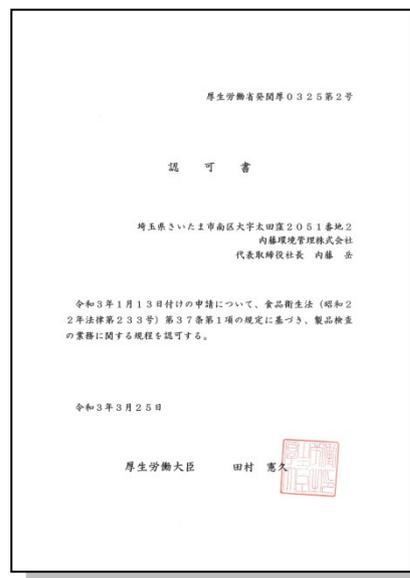


図2. 業務規程認可書

また、当社は認可を受けた製品検査以外の検査についても、製品検査と同等の信頼性が確保できるよう努めており、上記以外の項目について自主的な検査への対応が可能です。

詳しくは、当社 営業担当又は研究開発部 加藤(吉)(フリーダイヤル0120-01-2590 内線346)までお気軽にお問い合わせください。

